



地内系統における先着優先に関わる ルール、契約等について

関西電力送配電株式会社

2020/9/4

「先着優先」に関する手続きや契約等の実態

系統接続
(アクセス)

系統連系

実運用

申込 (発電事業者)	処理等 (一般送配電事業者)	契約等	条件等	ルール等
接続検討 申込			最大受電電力に対する連系可否 および工事費負担金検討 条件：接続検討料	送配電等 業務指針 (広域機関) 託送供給等 約款 系統アクセス ルール
	技術検討		(3ヶ月以内に回答)	
発電量調整※ 供給契約申込			系統容量確保 (暫定) 条件：託送供給等約款、技術基準、 技術要件の遵守、工事費負担金の 負担等を前提とした接続の意思	
	技術検討		(6ヶ月程度以内に回答)	
	回答	連系承諾	系統容量確保	
		工事費 負担金契約	(供給承諾後、1ヶ月以内に契約) 条件：技術基準、技術要件の遵守、 工事費負担金の支払い	
	工事実施			託送供給等 約款
		発電量調整 供給契約	条件： 託送供給等約款の遵守	
		給電申合書	給電指令の具体的内容、体制等	

※ FIT電源の場合は、系統連系申込

- 接続検討時、系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否検討を行う
- 発電側系統連系申込みの受け付け時点で暫定的に送電容量を確保し、連系承諾時点で暫定的に確保した電力系統の容量を確定する

関西電力送配電株式会社 系統アクセス検討に関する通達

3. 1 1 接続検討の回答内容

当社は、回答に際して「流通設備計画に関する通達」に従い、対策諸案を比較し、適切な計画を選定する。標準的な接続検討の回答内容として、系統連系希望者へ以下の項目を説明する。

ただし、系統連系希望者が希望した電力すべてが受電または供給可能でないときには、受電または供給可能な電力、他の代替的な連系方法が存在する場合には当該方法等の回答に努める。

また、当社が特定発電設備等の接続検討に対する回答を行う場合は、系統連系希望者（需要者を除く。）に加えて、回答後すみやかに広域機関に対し、回答概要および回答日を報告する。

～省略～

(1) 発電者側

- a. 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否および連系ができない場合は、その理由および代替案（代替案を示すことができない場合はその理由）

～省略～

3. 1 2 系統連系申込みの受付

(1) 発電者側

- c. 電力系統の暫定的な容量確保、取消しおよび容量の確定

当社は、発電側系統連系申込みの受け付け時点または広域機関から計画策定プロセス、電源接続案件募集プロセスまたはリプレース案件系統連系募集プロセスによる通知を受けた場合をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、当該発電設備等が電力系統に連系されたものとして取り扱い、暫定的に送電容量を確保する。

～省略～

なお、発電側系統連系申込みの回答（連系承諾）の時点で暫定的に確保した電力系統の容量を確定する。

- 系統連系希望者からの契約申込に対する連系承諾の回答文書をもって、送電系統の容量を確定したことを通知

電力広域的運営推進機関 契約申込回答書【承諾】（雛形）

発電設備等に関する契約申込みの回答について（承諾）

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、貴社の〇〇年〇〇月〇〇日付けの契約申込みにつきまして、別添書面のとおり、同申込みを承諾することを、本書をもってお知らせいたします。

また、当社は、本承諾をもって、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針第97条に基づき、系統連系希望者のために確保していた送電系統の容量を確定したことを併せてご通知いたします。

敬具

○ 発電量調整供給契約申込みにもとづく受電設備の工事の実施に関する契約

関西電力送配電株式会社 工事費負担金契約書（雛形）

株式会社●●●●（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、●●●●年●●月●●日付第●号による甲の発電量調整供給契約申込みにもとづく受電設備の工事費負担金（以下「負担金」という。）について、乙の託送供給等約款にもとづき次のとおり契約する。

第1条 乙は、次の発電場所に係る受電設備の工事を実施する。

- | | |
|-----------|-----------|
| ①発電者 | 発電者 A |
| ②発電場所 | ●●県●●市●●町 |
| ③受電地点 | 同上 |
| ④受電電圧 | ●●●● V |
| ⑤契約受電電力 | ●●●● kW |
| ⑥同時最大受電電力 | ●●●● kW |

第2条 乙が実施する前条の受電設備の工事は、次のとおりとする。

- ・高圧架空線新設（←負担金工事内容を記載）
- ・計量設備工事
- ・通信設備工事

～省略～

第7条 第2条の設備は、甲の負担した金額の如何にかかわらず乙の所有とし乙が管理補修にあたる。

～省略～

- 計画値同時同量制度において、発電契約者が実際に発電した電気を受け取り、同時に、発電契約者の発電計画と同量の電気を受け渡す契約

関西電力送配電株式会社 託送供給等約款（発電量調整供給契約）

1 適用 (2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発電量調整供給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

3 定義 (36) 契約受電電力

契約上使用できる受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で、契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

8 契約の要件 (2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

ホ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

9 検討および契約の申込み (4) 契約の申込み

契約者は、(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、二の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。（後略）

ハ 発電量調整供給の場合 (イ) 契約受電電力

10 契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

- 給電指令による出力抑制は規定されているが、平常時の系統制約による出力抑制は明文化されていない

関西電力送配電株式会社 託送供給等約款（給電指令）

38 給電指令の実施等

(1) ～省略～

(2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次のときには、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

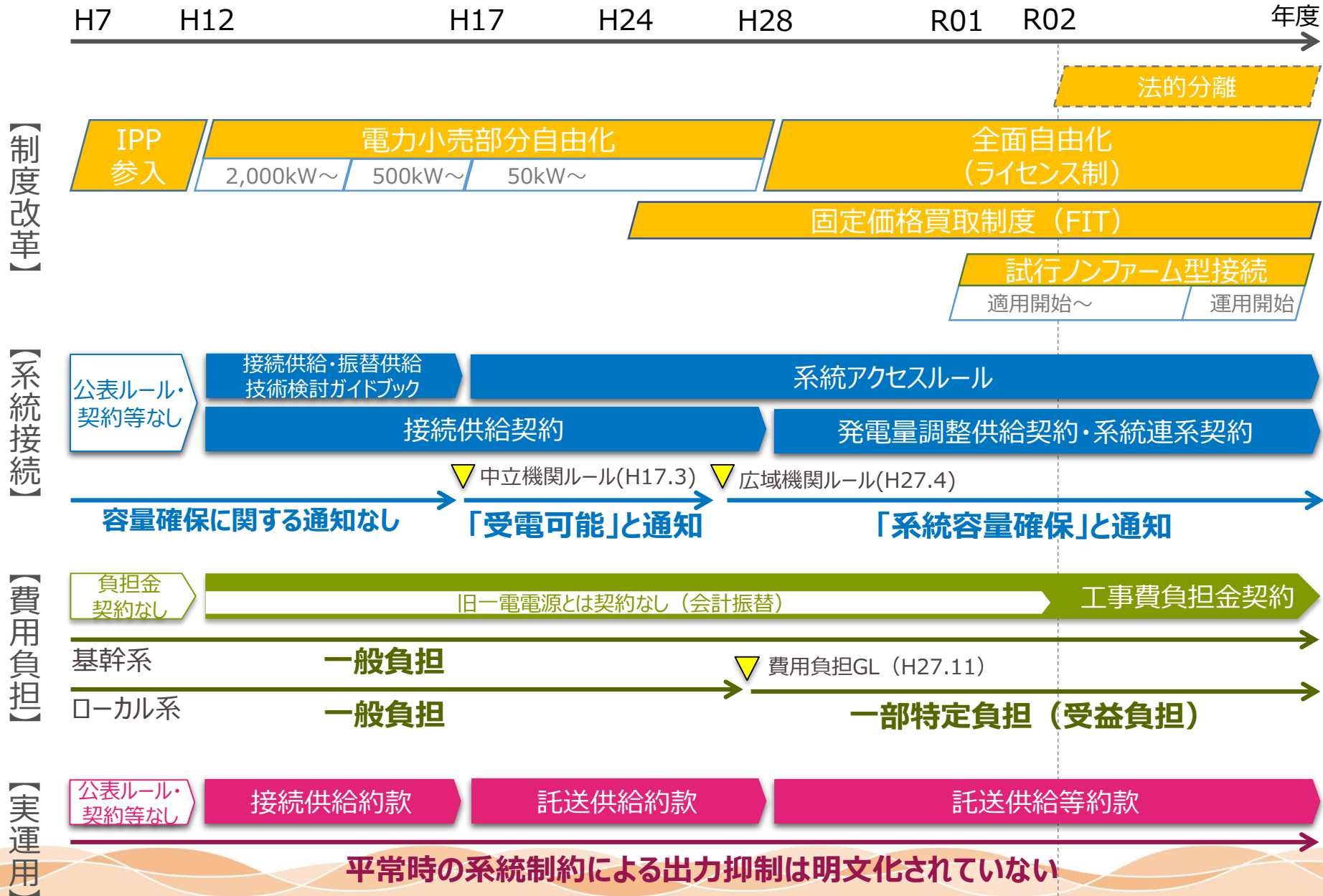
ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合

ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) , (4) , (5) , (6) , (7) , (8) , (9) ～省略～

制度改革と先着優先に関わる契約等の関係（関西エリア）



項目	課題	論点
<p>確保済み容量の取り扱い</p>	<p>既存権利の取り扱い。</p> <p>確保済み容量は、実質的に発電計画を自由に策定できる権利となっている。</p>	<p>既存電源の権利はどの程度の強度で担保されるものか。</p> <p>空容量内で負担なく連系している電源と、特定負担のうえ連系している電源とで取扱いに差異が生じるか。</p> <p>基幹系統は原則一般負担、ローカル系統も一部のみ特定負担（どちらも維持費は一般負担）であることを考慮すると、容量確保が恒久的な権利とまでは見做せないか。</p>
<p>託送供給等約款における給電指令の解釈</p>	<p>平常時抑制が明文化されていない。</p>	<p>約款において、平常時抑制を明文化するか。</p>
<p>仮に、上記2点の課題がクリアになった場合 公平な抑制方法</p>	<p>給電指令で行う平常時抑制の公平性をどのように担保するか。</p>	<p>価格順：全ての価格情報を持っていれば対応可能。（現状持っていない）</p> <p>均等抑制：現状のノンファームの考え方だが、全電源対象となると合理的でない。</p> <p>効果順：公平性に問題なければ可能。</p>

Thank you.

